「管理用広告物」の判断基準について

※「管理用広告物」とは

【京都府屋外広告物条例第6条第1項第5号】

自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの。

同条例第3条「禁止地域物件」、第4条「表示等の許可」に対し、適用除外となる。 ※適用除外

- ・第3条「禁止地域物件」: 広告物を設置できない地域・物件 ⇒ 設置可能
- ・第4条「表示等の許可」: 広告物の設置には許可が必要 ⇒ 許可不要
- 1. 広告の内容(①②両方の条件を満たす)
 - ①管理目的の内容(管理者名 {店名及びロゴ含む}、管理のために必要な内容)の みが表示されていること。
 - ②管理者名 {店名及びロゴ含む} の表示が、管理のために必要な内容の表示より 大きくなって(強調されて)いないこと。

(管理者名 {店名及びロゴ含む} の表示面積<管理のために必要な内容の表示面積)

- ※管理目的以外の内容を含む場合は、許可申請の対象とする。
- 2. 具体例(別添『表示内容例』参照)
 - ①敷地内における注意書き

【例】

- (1)「駐車場」「P」「IN」「OUT」「→」「駐車禁止」等
 - (2)「アイドリングストップ」「前方駐車」「20分以上の駐車禁止」「駐車場利用時間」「発生した事故は・・・」等
- ②管理者名及び連絡先を明示するもの。

【例】

- (1)建築物を管理する内容「建物の管理 ○○不動産」
- (2) 土地を管理する内容「土地の管理 ○○不動産」
- (3)工作物を管理する内容「広告の管理 ○○広告」
- ※管理者名 {店名及びロゴ含む} を単独で表示する場合は、自家用広告物として 許可申請の対象とする。

③その他管理上必要と認められるもの。

【例】

「防犯カメラ設置」、「警察官立寄所」等

3. 広告物の基準

京都府屋外広告物条例施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準に適合すること。(表示面積の合計が5㎡以下、かつ広告物一つあたりの一辺の長さが5m以下)

当該基準を超える場合は管理目的の広告物であっても許可申請の対象とする。

4. その他

公道に向けて表示するなど、誘客等を目的としていると市が判断した広告物 は、許可申請の対象とする。

※上記の判断基準により明確に判断できない場合は、内容によって個別に判断する こととする。